
第4次廿日市市障がい者計画

(骨格案)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 法令・制度改正の動向.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 「はつかいち福祉ねっと」との連携.....	7
5 SDGsとの関係.....	9
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く現状.....	10
1 市の人口・世帯.....	10
2 障がいのある人の状況.....	11
第3章 アンケート調査結果の概要.....	19
1 調査対象及び調査方法.....	19
2 調査結果の概要.....	20
第4章 現行計画達成度調査.....	30
1 評価の方法.....	30
2 全体の評価結果.....	31
3 分野ごとの評価結果.....	32
第5章 福祉ねっと「地域課題」の整理.....	34
1 学習・啓発.....	34
2 保健・医療.....	35
3 生活支援.....	36
4 療育・保育・教育.....	39
5 雇用・就労.....	40
6 生活環境.....	40
7 余暇・スポーツ・文化.....	42
第6章 基本理念と基本目標.....	43
1 基本理念と基本目標.....	43
2 施策目標の検討.....	44
第7章 計画の評価・推進体制.....	45
1 計画の推進にあたって.....	46
2 評価体制について.....	46

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成26年3月に、障害者基本法に基づく「第3次廿日市市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざし、障害者施策に取り組んできました。

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、平成28年に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とする。）」及び「児童福祉法」のほか、障害者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」、そして、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

令和4年には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなどの法整備が進められてきました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

こうした動向も踏まえつつ、障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われ、その結果、令和5年3月、「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

この障害者基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現をめざすことが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

というめざすべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことと定めており、この方向をめざした計画策定を進めていくことが必要です。

2 法令・制度改正の動向

年度等	内 容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)5月13日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の改正 (平成28年(2016年)8月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の改正 (平成28年(2016年)6月3日公布 平成30年(2018年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○就労定着支援の創設(就業にともなう生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ○医療的ケアを要する障害児に対する支援 (平成28年(2016年)6月3日公布日施行)
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 (平成30年6月公布・施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和2年(2020年)4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化 ○障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化 ○厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ○「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ○週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○中小事業主(300人以下)の認定制度の新設

年度等	内 容
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3年(2021年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の改正 (令和3年(2021年)6月4日公布 令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化(改正前は努力義務、過重な負担がない範囲で行う)
<p>医療的ケア児支援法(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律) (令和3年(2021年)9月18日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為とした ○医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記
<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進
<p>児童福祉法の改正 (令和4年(2022年)6月15日公布 令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備
<p>障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の改正 (令和4年(2022年)12月16日公布 令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設 施行期日(案)令和7年10月1日(政令で定める日) ○短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化 ○医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組みの規定等)

本市においては、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を更に総合的・計画的に推進していくため、「第4次障害者計画」を策定します

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として位置付けています。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

【策定の根拠及び計画内容】

	障害者計画	障害福祉計画(参考)	障害児福祉計画(参考)
根拠法	障害者基本法 第11条3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
内容	障害者施策の基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みと、その確保策を定める(計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制と、その確保策を定める(計画期間は3年1期)

(参考:障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

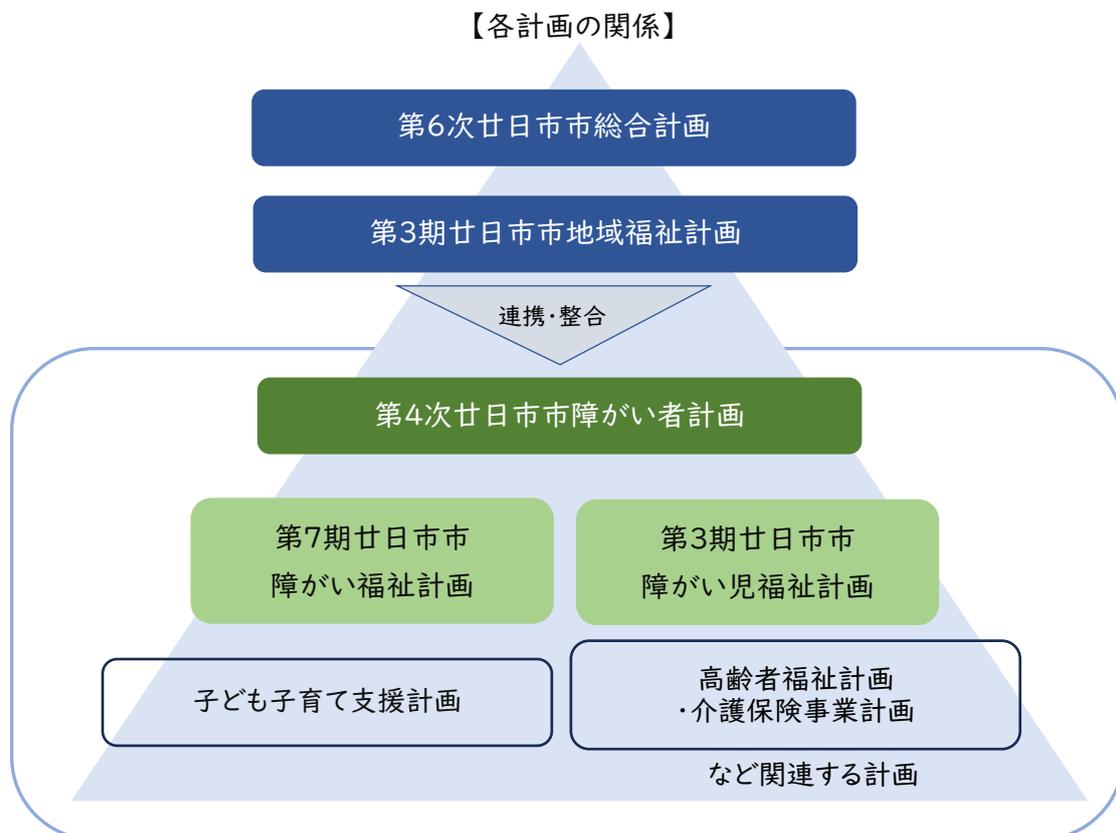
(2) 計画の対象

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む。)並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの)としています。

また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。)又は難病の児童を対象としています。

(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第6次廿日市市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「第3期廿日市市地域福祉計画」に即した計画とします。また、障害者施策に関連する他の計画と整合を図った上で策定します。



(4) 計画の期間

「第3次廿日市市障がい者計画」は、令和5年度を終期としていましたが、国及び広島県の障害者プランが令和4年度及び令和5年度に策定されるため、その整合性を図ることとして計画期間を1年延長しており、この「第4次廿日市市障がい者計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第3次廿日市市障がい者計画				第4次廿日市市障がい者計画				
第6期廿日市市障がい福祉計画			第7期廿日市市障がい福祉計画			-		
第2期廿日市市障がい児福祉計画			第3期廿日市市障がい児福祉計画			-		

(5) 広島県の方針

広島県は、「全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」をめざして「第5次広島県障害者プラン」(令和6年度～令和11年度)により、障害福祉計画を進めています。

【基本理念】

全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

【目指す姿】

- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。
- ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
- ③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。
- ④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
- ⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

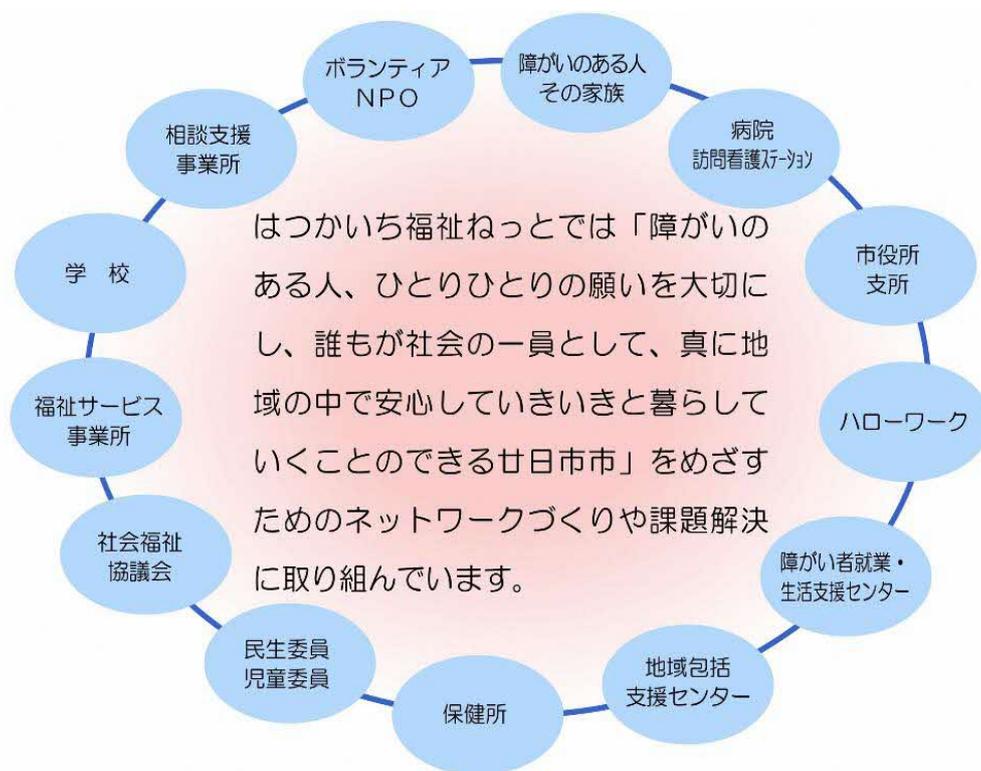
4 「はつかいち福祉ねっと」との連携

障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定により、地方公共団体は、障がいのある人等の支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、就労の関係者等により構成される協議会を置くよう努めなければならないとされています。

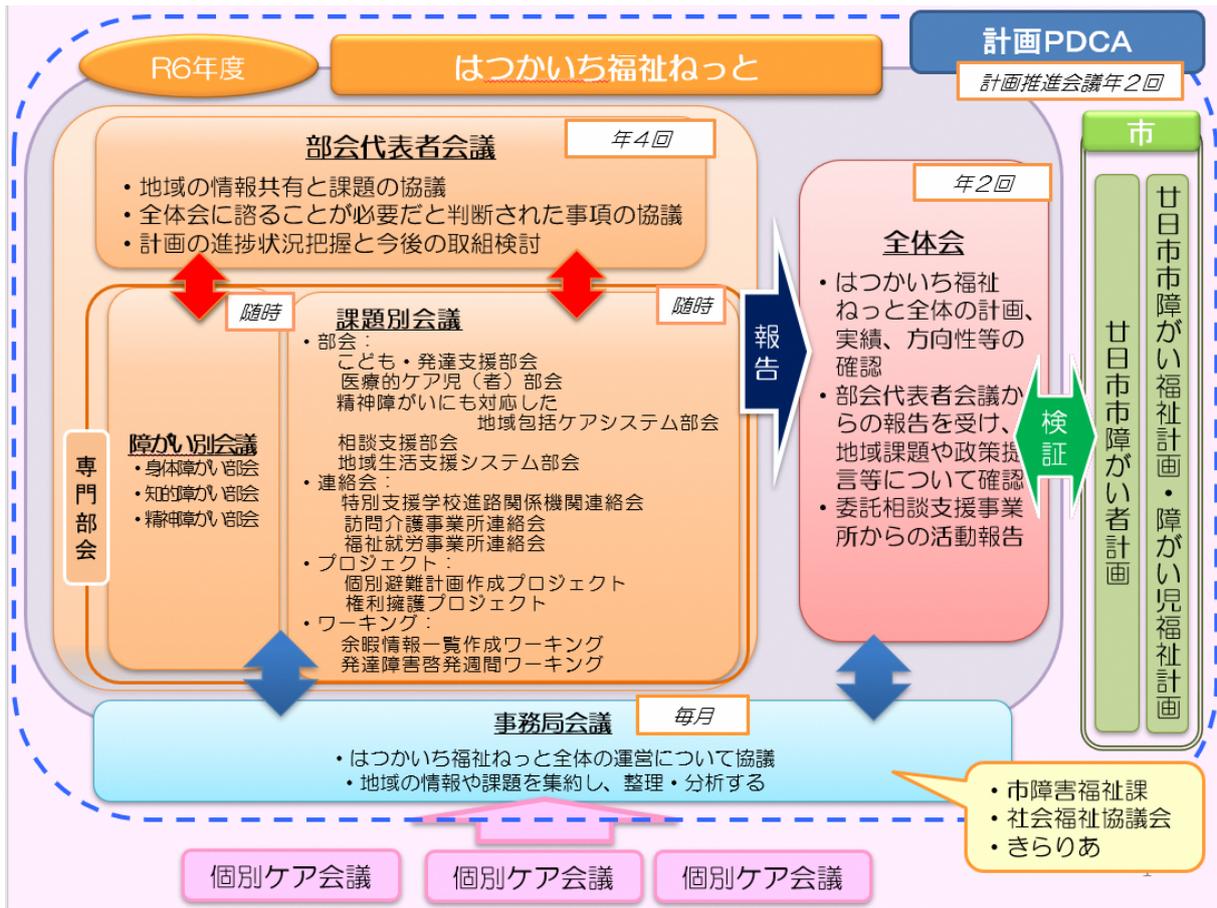
本市では、「はつかいち福祉ねっと」と称する協議会を設置し、福祉、保健、医療、教育、就労等の多分野・多職種の関係者が集まったネットワークを構築しています。

はつかいち福祉ねっとでは、障がいのある人や家族等が抱える個々のケースから浮かび上がってきた地域の課題について、全体会、部会代表者会議、障がい別会議、課題別会議、事務局会議において情報を共有し、役割を分担しながら、具体的な課題解決に向けた社会資源の改善や開発等に取り組んでいます。

【はつかいち福祉ネット構成図】



【はつかいち福祉ねっと連携図】



名称・対象	内容
全体会 多種多様な地域の関係者 で構成する	はちかいち福祉ねっと全体の計画や実績、方向性等の確認を行います。また、専門部会の取組や委託相談支援事業所の活動等の報告を受けて、地域課題や政策提言等の確認を行います。
部会代表者会議 各課題別会議、障がい別 会議代表者と事務局で構 成する	各部会での取組等や地域の情報を共有するとともに地域課題について協議します。また、全体会で諮る事が必要だと判断された事項について協議します。
専門部会	
障がい別会議 障がい別等の関係者 で構成する	身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの当事者部会により、当事者ニーズや情報の収集、情報提供や現状報告等を行います。
課題別会議 関連する関係者等で 構成する	課題ごとに関係者が集い、課題解決に向けて社会資源の改善、開発等の施策提案等を行います。

5 SDGs との関係

SDGs（エスディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、障害者計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えることとしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く現状

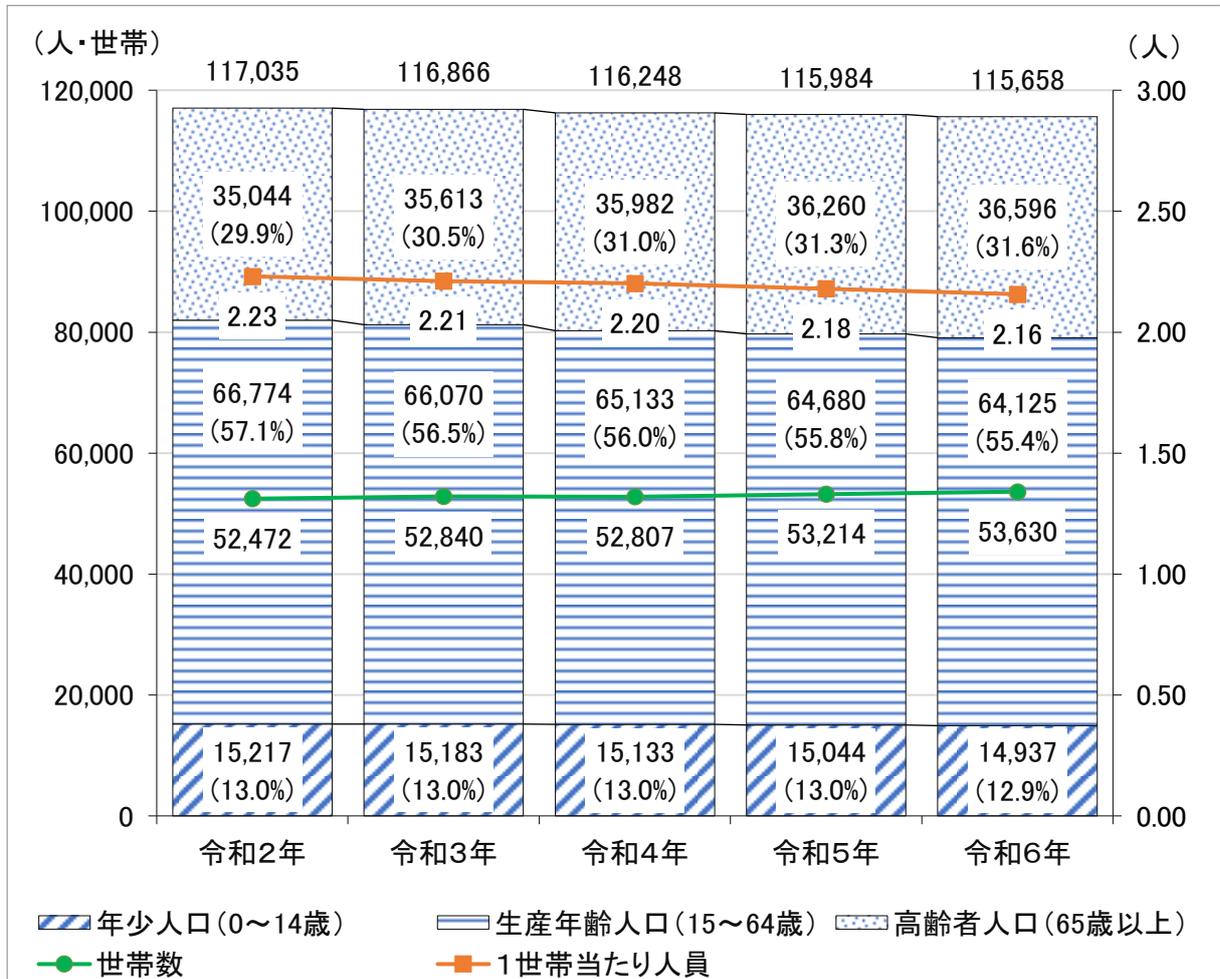
1 市の人口・世帯

本市の人口は、平成31(2019)年あたりから微減の傾向にあります。年少人口はやや減少し、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向にあります。一方、生産年齢人口は、徐々に減少しています。

令和6(2024)年の高齢化率は、31.6%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

世帯数は、増加傾向にあります。また、1世帯当たり人員は減少しています。

【人口と世帯】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 障がいのある人の状況

(1) 総数

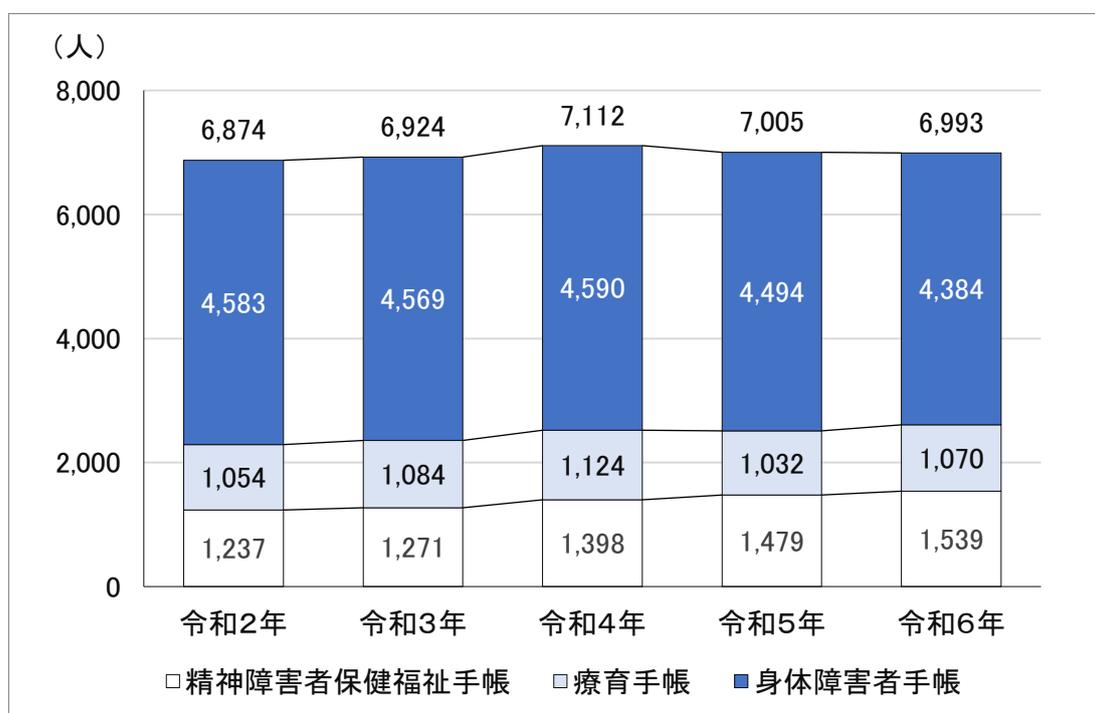
障がいのある人の状況では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数が増加傾向にあります。

【障がいのある人の状況】

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳所持者	4,583	4,569	4,590	4,494	4,384
療育手帳所持者	1,054	1,084	1,124	1,032	1,070
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,237	1,271	1,398	1,479	1,539
合計	6,874	6,924	7,112	7,005	6,993

資料：障害福祉課（各年3月31日）



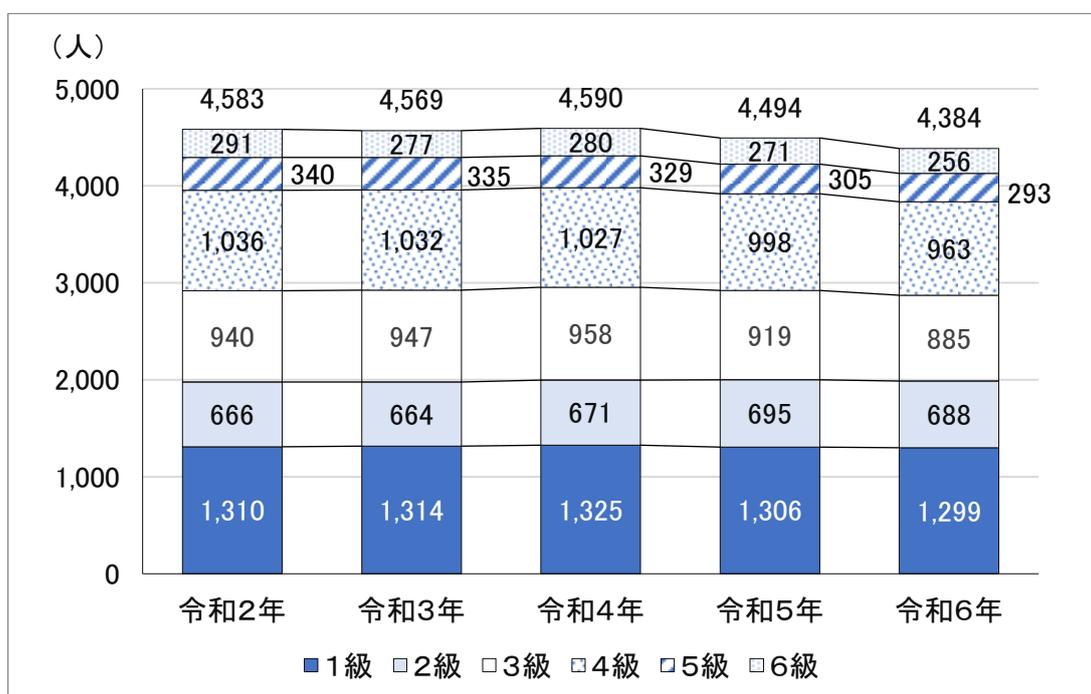
(2) 身体障害者手帳所持者

【身体障害者手帳所持者(等級別)の推移】

単位:人

区分	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
令和2年	1,310	666	940	1,036	340	291	4,583
令和3年	1,314	664	947	1,032	335	277	4,569
令和4年	1,325	671	958	1,027	329	280	4,590
令和5年	1,306	695	919	998	305	271	4,494
令和6年	1,299	688	885	963	293	256	4,384

資料:障害福祉課(各年3月31日)

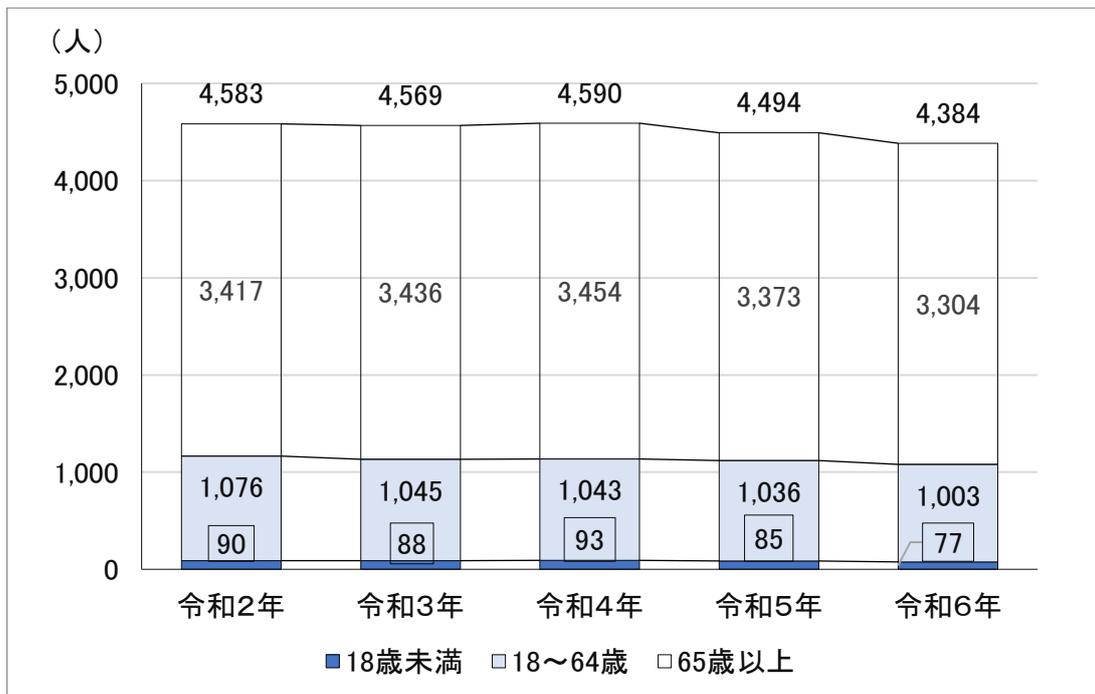


【身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移】

単位：上段 人、下段 %

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
令和2年	90	1,076	3,417	4,583
	2.0	23.5	74.6	100.0
令和3年	88	1,045	3,436	4,569
	1.9	22.9	75.2	100.0
令和4年	93	1,043	3,454	4,590
	2.0	22.7	75.3	100.0
令和5年	85	1,036	3,373	4,494
	1.9	23.1	75.1	100.0
令和6年	77	1,003	3,304	4,384
	1.8	22.9	75.4	100.0

資料：障害福祉課（各年3月31日）

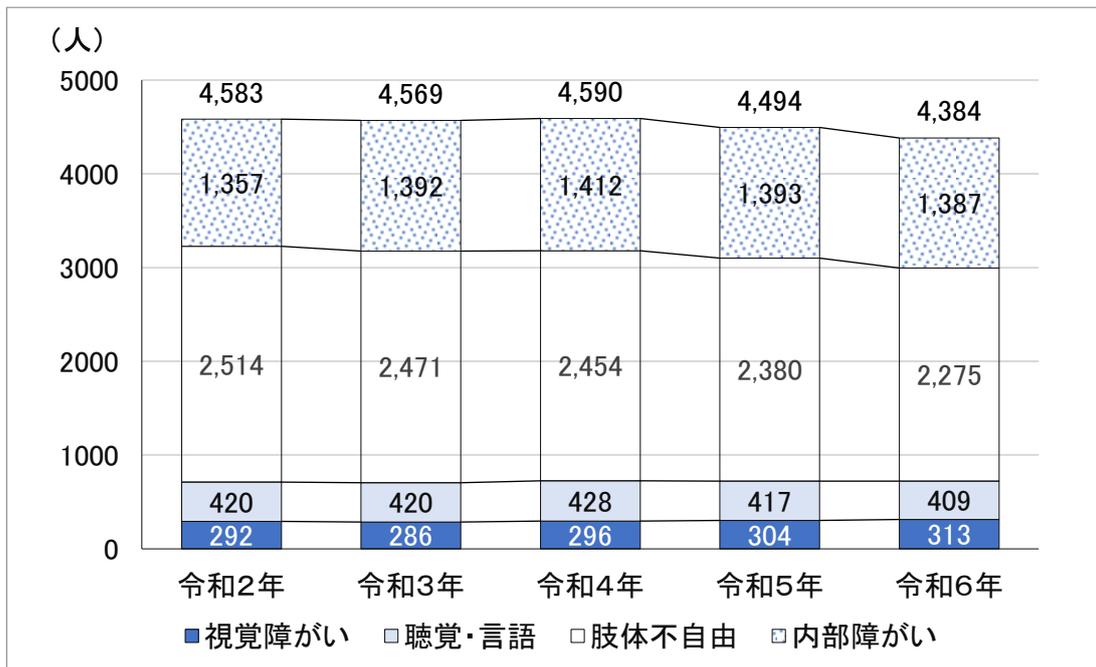


【身体障害者手帳所持者（部位別）の推移】

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語	肢体不自由	内部障がい	合計
令和2年	292	420	2,514	1,357	4,583
令和3年	286	420	2,471	1,392	4,569
令和4年	296	428	2,454	1,412	4,590
令和5年	304	417	2,380	1,393	4,494
令和6年	313	409	2,275	1,387	4,384

資料：障害福祉課（各年3月31日）



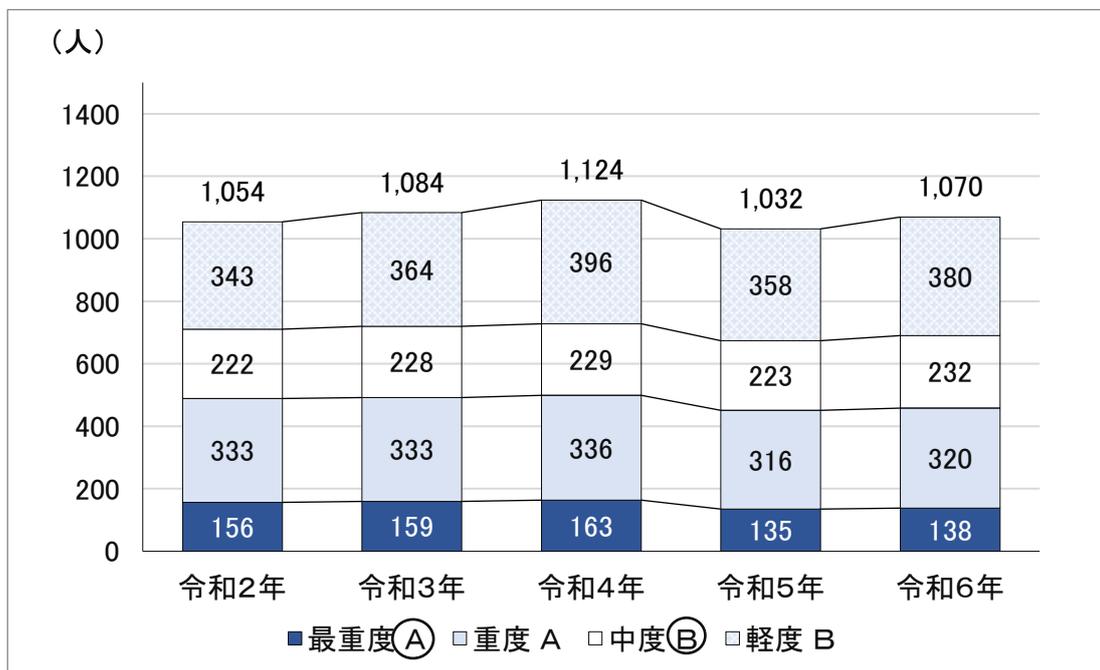
(3) 知的障がいのある人の状況

【療育手帳所持者(等級別)の推移】

単位:人

区分	最重度(A)	重度 A	中度(B)	軽度 B	合計
令和2年	156	333	222	343	1,054
令和3年	159	333	228	364	1,084
令和4年	163	336	229	396	1,124
令和5年	135	316	223	358	1,032
令和6年	138	320	232	380	1,070

資料:障害福祉課(各年3月31日)

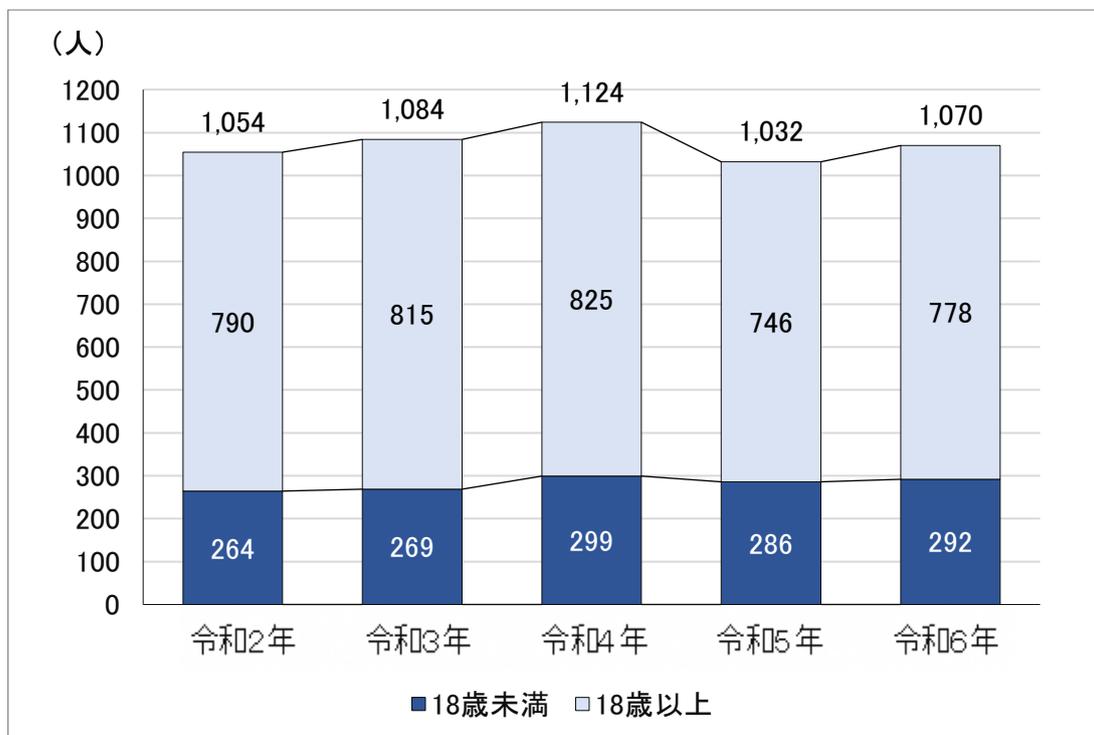


【療育手帳所持者(年齢別)の推移】

単位:上段 人、下段 %

区分	18歳未満	18歳以上	合計
令和2年	264	790	1,054
	25.05%	74.95%	100.00%
令和3年	269	815	1,084
	24.82%	75.18%	100.00%
令和4年	299	825	1,124
	26.60%	73.40%	100.00%
令和5年	286	746	1,032
	27.71%	72.29%	100.00%
令和6年	292	778	1,070
	27.29%	72.71%	100.00%

資料:広島県(各年3月31日)

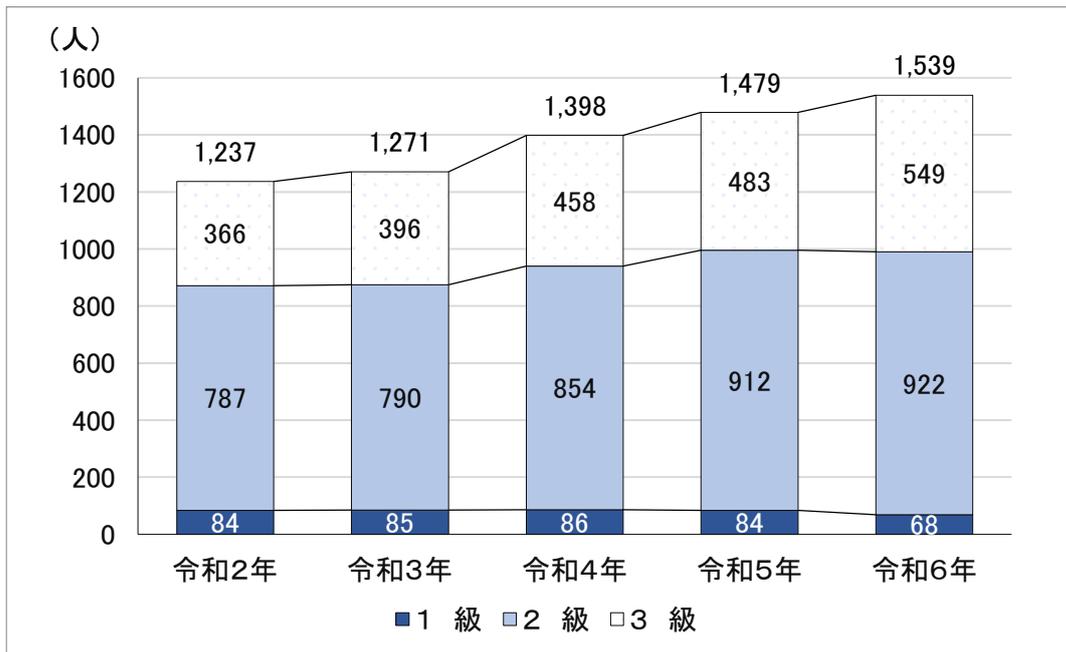


(4) 精神障がいのある人の状況

単位:人

区分	1級	2級	3級	合計
令和2年	84	787	366	1,237
令和3年	85	790	396	1,271
令和4年	86	854	458	1,398
令和5年	84	912	483	1,479
令和6年	68	922	549	1,539

資料:広島県(各年3月31日)



【自立支援医療(精神通院医療)承認者数等の推移】

単位:人

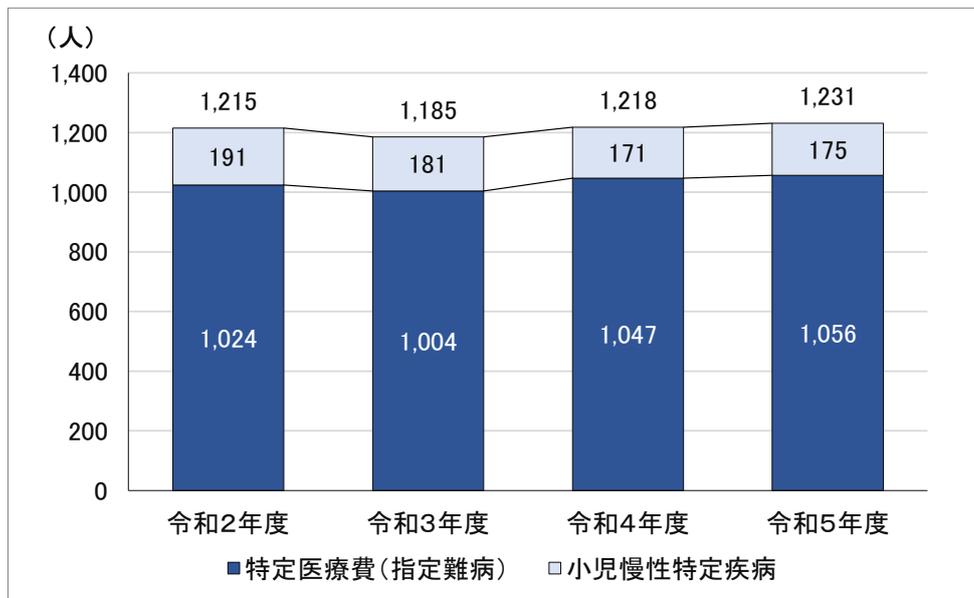
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	2,211	1,887	2,396	2,508	2,602

資料:広島県(各年3月31日)

【特定疾患・小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費(指定難病)	1,024	1,004	1,047	1,056
小児慢性特定疾病	191	181	171	175
合計	1,215	1,185	1,218	1,231



資料：広島県(各年3月31日)

第3章 アンケート調査結果の概要

1 調査対象及び調査方法

		今回調査 令和5年	前回調査 平成26年	
調査の目的		第4次廿日市市障がい者計画及び第7期廿日市市障がい福祉計画・第3期廿日市市障がい児福祉計画策定にあたり	第3次廿日市市障がい者計画及び第4期廿日市市障がい福祉計画策定にあたり	
調査対象者		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳それぞれの所持者を対象に無作為抽出、障がい児の保護者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳それぞれの所持者、障害福祉サービス受給者等を対象に無作為抽出、	
調査数	障がい者	1,600人	2,000人	
	障がい児	500人		
調査方法		郵送配布・回収		郵送配布・回収
調査時期		令和5年10月11日～10月31日		令和26年8月4日～8月15日
調査票回収数	障がい者	809票	障がい者・児	926票
	障がい児	240票		
調査票回収率	障がい者	50.6%	障がい者・児	46.3%
	障がい児	48.0%		

2 調査結果の概要

(1) 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいか

全体では、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.6%、「相談対応等の充実」が32.8%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「相談対応等の充実」と「地域住民等の理解」と「情報の取得利用や意思疎通（コミュニケーション）についての支援」の割合が高くなる傾向にあります。

【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいか】

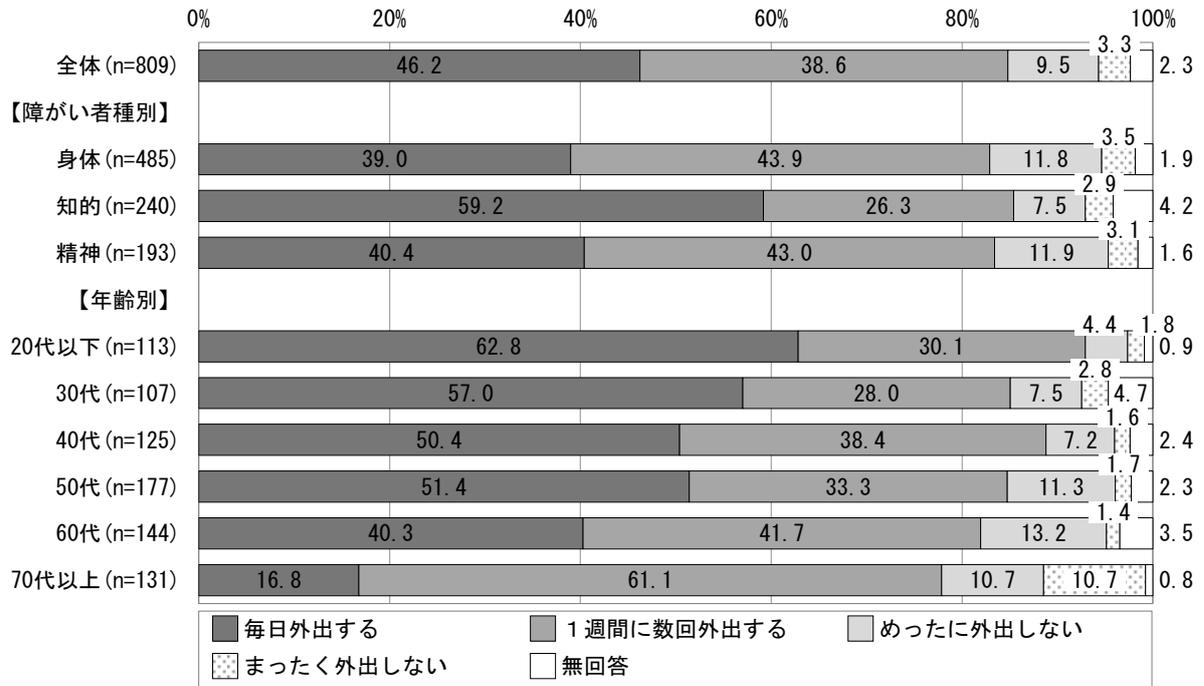
(%)	経済的な負担の軽減	必要な在宅サービスが適切に利用できること	相談対応等の充実	在宅で医療的ケアなどが受けられること	障がい者に適した住居の確保	(コミュニケーション) 情報の取得利用や意思疎通	地域住民等の理解	生活訓練等の充実	その他	特にない	無回答
全体 (n=809)	55.9	35.6	32.8	30.2	27.4	21.5	18.0	11.6	4.3	12.2	3.3
【障がい者種別】											
身体 (n=485)	53.8	39.0	24.7	37.3	24.3	14.0	12.6	8.7	3.7	14.2	2.9
知的 (n=240)	49.2	36.3	40.4	21.7	40.4	33.3	29.2	19.2	5.0	9.2	5.4
精神 (n=193)	69.4	26.9	44.0	20.7	22.8	26.9	19.7	11.9	7.3	8.3	3.6
【年齢別】											
20代以下 (n=113)	56.6	32.7	42.5	13.3	36.3	38.9	31.9	15.0	6.2	11.5	2.7
30代 (n=107)	62.6	35.5	39.3	26.2	39.3	28.0	28.0	18.7	1.9	5.6	4.7
40代 (n=125)	62.4	36.8	34.4	30.4	24.0	23.2	20.0	15.2	8.0	10.4	3.2
50代 (n=177)	59.3	32.2	33.9	29.4	26.0	18.6	12.4	12.4	2.8	11.3	4.0
60代 (n=144)	54.9	34.0	31.9	34.0	26.4	16.0	11.1	5.6	5.6	13.2	3.5
70代以上 (n=131)	38.9	44.3	18.3	46.6	16.0	11.5	11.5	4.6	2.3	19.8	1.5

(2) 1週間にどの程度外出するか

全体では、「毎日外出する」が46.2%と最も高く、「1週間に数回外出する」が38.6%、「めったに外出しない」が9.5%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「毎日外出する」の割合が高くなる傾向にあります（一部年代を除く）。

【1週間にどの程度外出するか】



(3) 外出するときに困ること

全体では、「外出にお金がかかる」が18.9%と最も高く、「困った時にどうすればよいのか心配」が18.7%、「公共交通機関が少ない、またはない」が16.0%と続いています。

年齢別では、年齢が下がるほど「困った時にどうすればよいのか心配」の割合が高くなる傾向にあります。

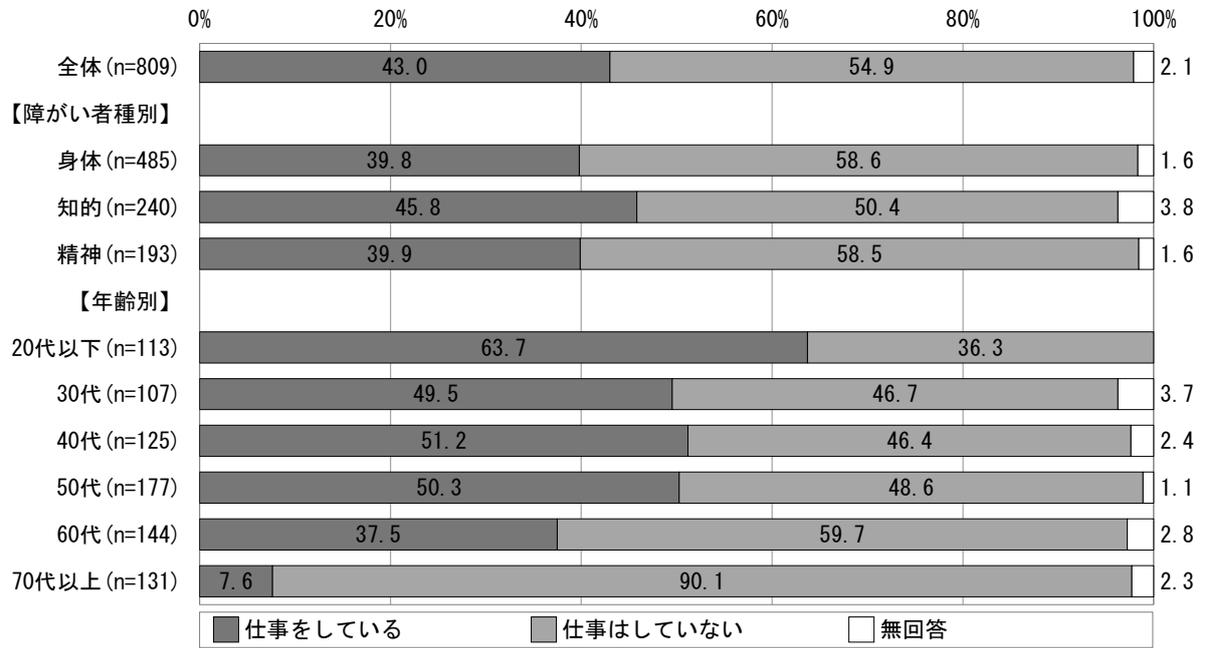
【外出するときに困ること】

(%)	外出にお金がかかる	困った時にどうすればよいのか心配	公共交通機関が少ない、またはない	駅やバス停留所に行くまでの移動が不便	車の通行時などに危険を感じる	障がいのある方のための駐車スペースが使えない	発作など突然の身体の変化が心配	電車やバスの乗り降りがしにくい	道路や建物の段差などが多く移動しにくい	周囲の目が気になる	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	介助者が確保できない	その他	特にない	無回答
全体 (n=763)	18.9	18.7	16.0	13.5	12.7	11.9	11.4	10.7	10.7	9.2	7.9	7.1	6.4	6.9	25.7	8.4
【障がい者種別】																
身体 (n=459)	17.6	12.6	14.8	16.3	13.1	17.4	9.8	14.6	15.0	6.8	10.2	5.2	5.0	8.5	26.4	7.8
知的 (n=223)	15.7	30.5	11.2	9.0	13.5	7.6	11.7	8.5	6.7	10.8	5.8	13.0	15.7	9.4	24.7	8.1
精神 (n=184)	28.8	22.8	22.3	12.5	12.5	2.2	18.5	6.5	7.1	19.0	6.0	2.7	2.2	6.5	19.6	9.2
【年齢別】																
20代以下 (n=110)	8.2	31.8	13.6	10.0	10.9	4.5	11.8	6.4	5.5	10.0	2.7	10.0	12.7	9.1	26.4	7.3
30代 (n=99)	22.2	27.3	17.2	10.1	15.2	13.1	15.2	10.1	12.1	15.2	5.1	7.1	10.1	6.1	22.2	6.1
40代 (n=120)	22.5	18.3	18.3	11.7	15.8	5.8	15.0	8.3	6.7	15.0	4.2	5.0	6.7	7.5	23.3	12.5
50代 (n=170)	21.8	14.1	14.7	11.8	11.2	15.3	9.4	9.4	11.8	6.5	11.8	8.2	5.3	5.3	25.9	10.0
60代 (n=137)	20.4	13.9	14.6	19.0	10.9	17.5	11.7	13.9	16.1	5.1	13.1	5.8	2.2	7.3	27.7	5.8
70代以上 (n=116)	17.2	12.9	19.0	16.4	13.8	12.1	6.9	16.4	10.3	3.4	6.0	6.0	4.3	7.8	28.4	7.8

(4) 収入を得る仕事

全体では、「仕事をしている」が 43.0%、「仕事はしていない」が 54.9%となっています。

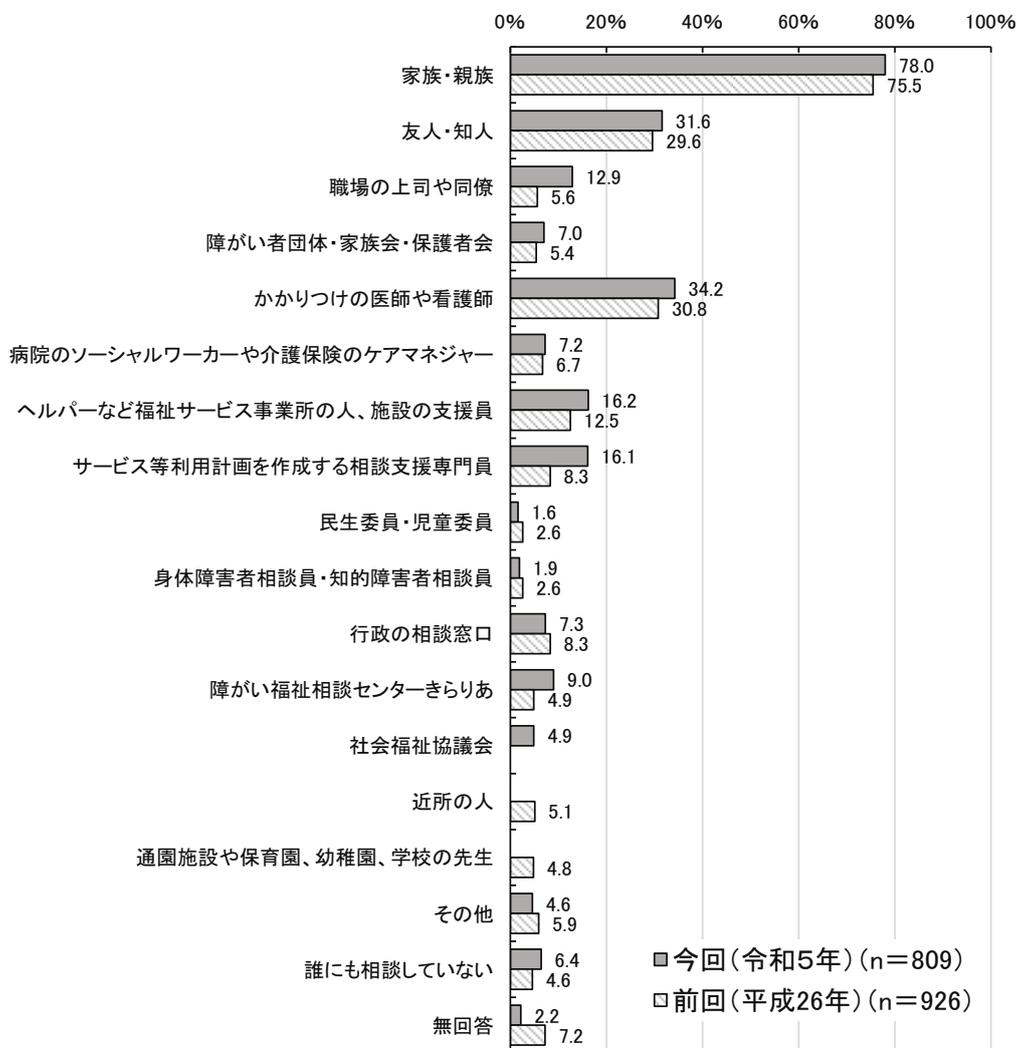
【収入を得る仕事】



(5) 困ったときの相談相手

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答可)では、あまり大きな変化は見られませんが、「職場の上司や同僚」「かかりつけの医師や看護師」「サービス等利用計画を作成する相談支援専門員」などがやや増加しています。

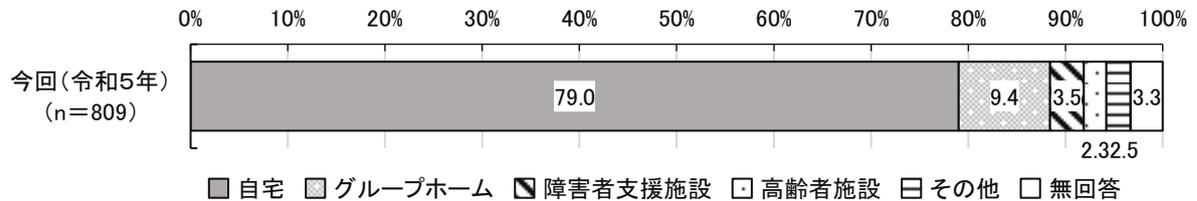
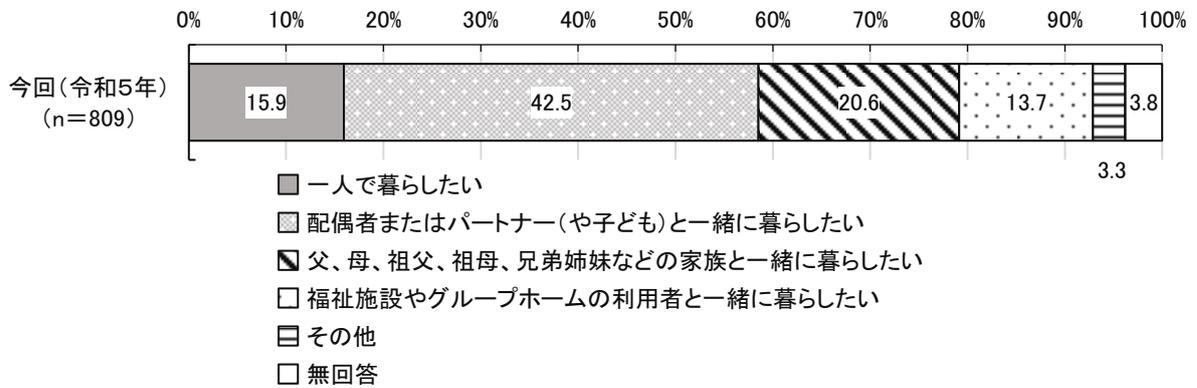
【困ったときの相談相手 障がい者】



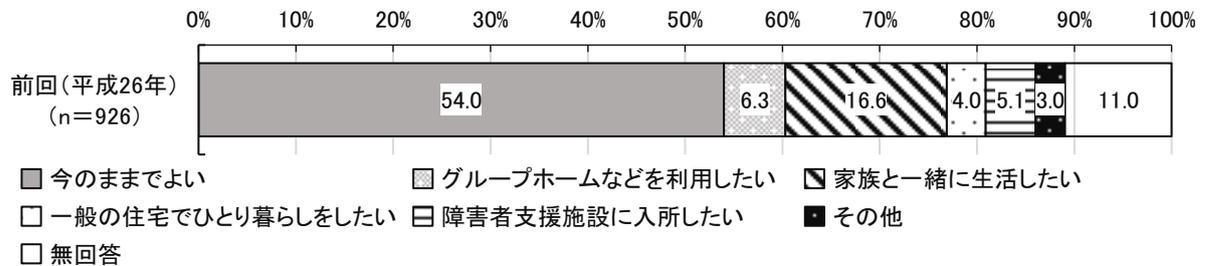
(6) 暮らしたい場所

暮らしたい人、場所については、前回調査と少し質問項目が異なっていますが、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」と「自宅」が一番多くなっていますが、今回は「グループホーム」がやや多くなっています。

【暮らしたい場所（障がい者）】



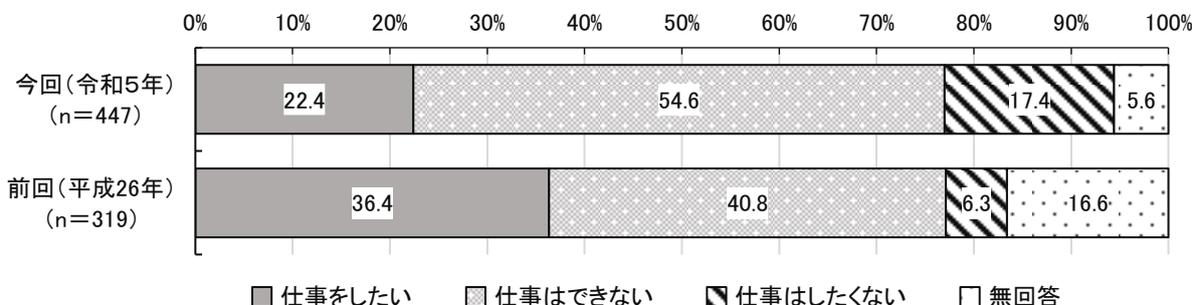
【将来どこで生活したいか（障がい者）】



(7) 収入を得る仕事(比較)

あなたは今後、一般の会社などで収入を得る仕事をしたいと思いますか。については、「仕事をしたい」は減少し、「仕事はしたくない」が増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた結果であることも考えられます。

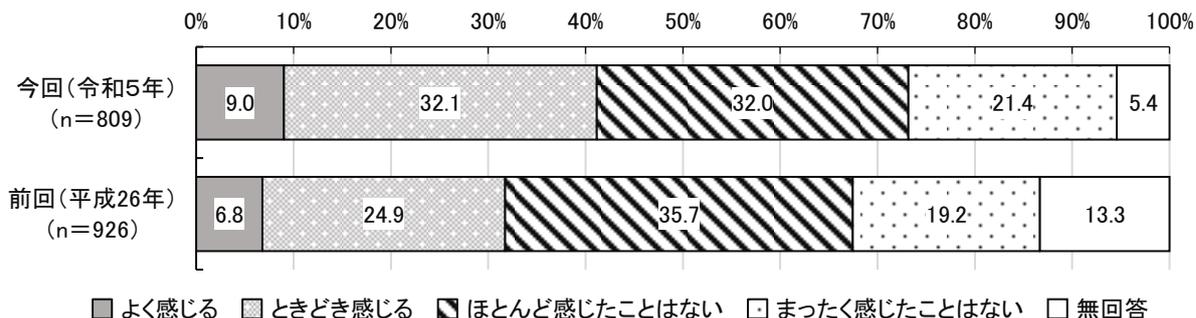
【収入を得る仕事をしたいか(障がい者)】



(8) 差別や偏見、疎外感

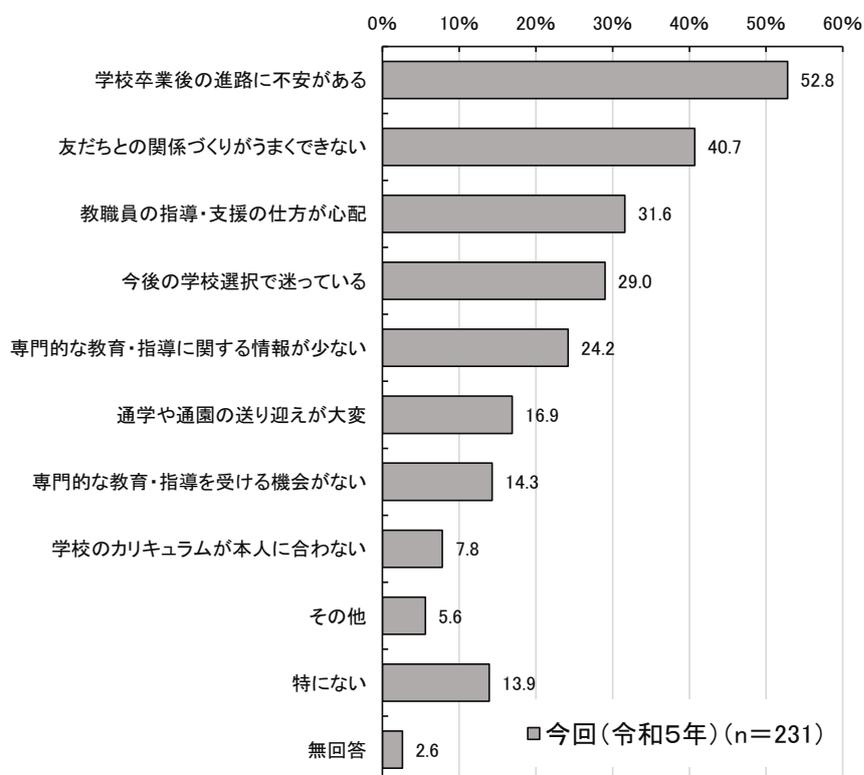
あなたは、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。については、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計では9.2%の増加となっています。

【差別や偏見、疎外感を感じる時があるか(障がい者)】

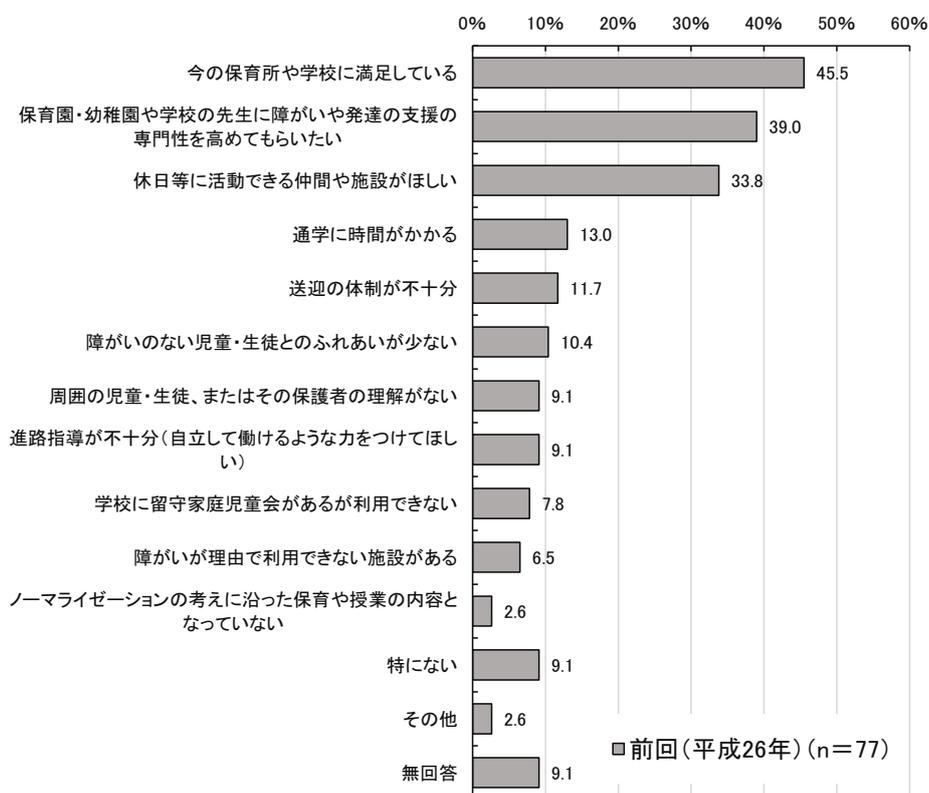


(9) お子様の学校教育について困っていること、不安に思うこと(今回設問)、通園、通学等をしていて感じていること(今回設問)での比較(いずれも複数回答可)

【学校教育について困っていること、不安に思うこと(障がい児 保護者)】



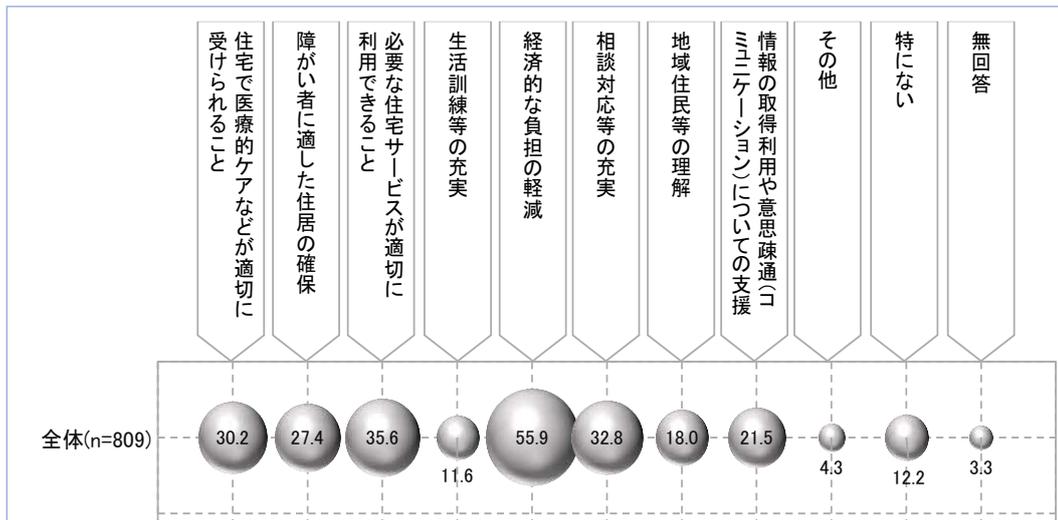
【通園、通学等をしていて感じていること(障がい児 保護者)】



(10) 希望する暮らしを送るために

あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答可)という問については、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(35.6%)、「相談対応等の充実」(32.8%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(30.2%)、「障がい者に適した住居の確保」(27.4%)となっています。

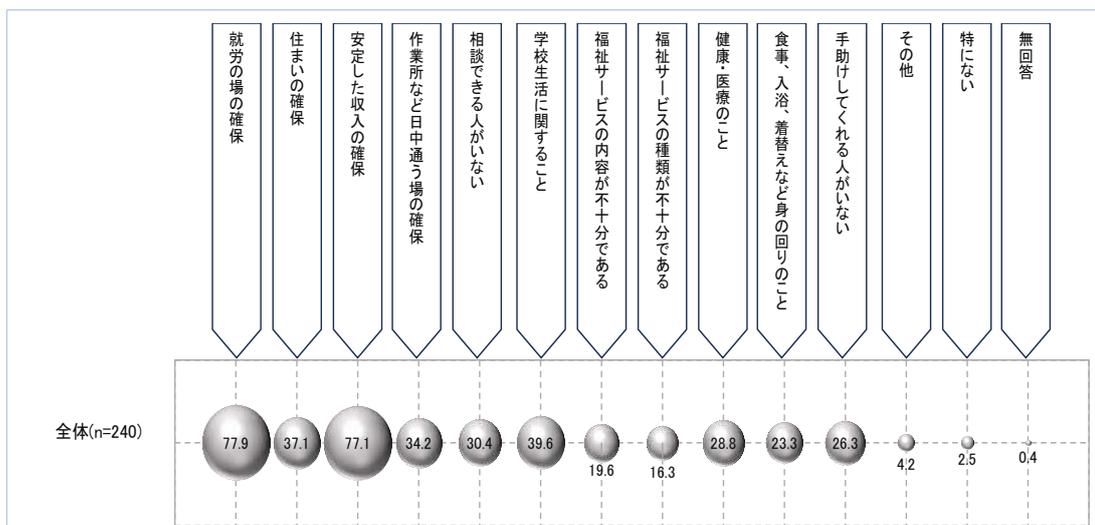
【希望する暮らしを送るために必要な支援(障がい者)】



(11) 将来にわたって地域で暮らし続けるために

お子様が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。(複数回答可)という問については、「就労の場の確保」が77.9%と最も高く、次いで、「安定した収入の確保」(77.1%)、「学校生活に関すること」(39.6%)、「住まいの確保」(37.1%)となっています。

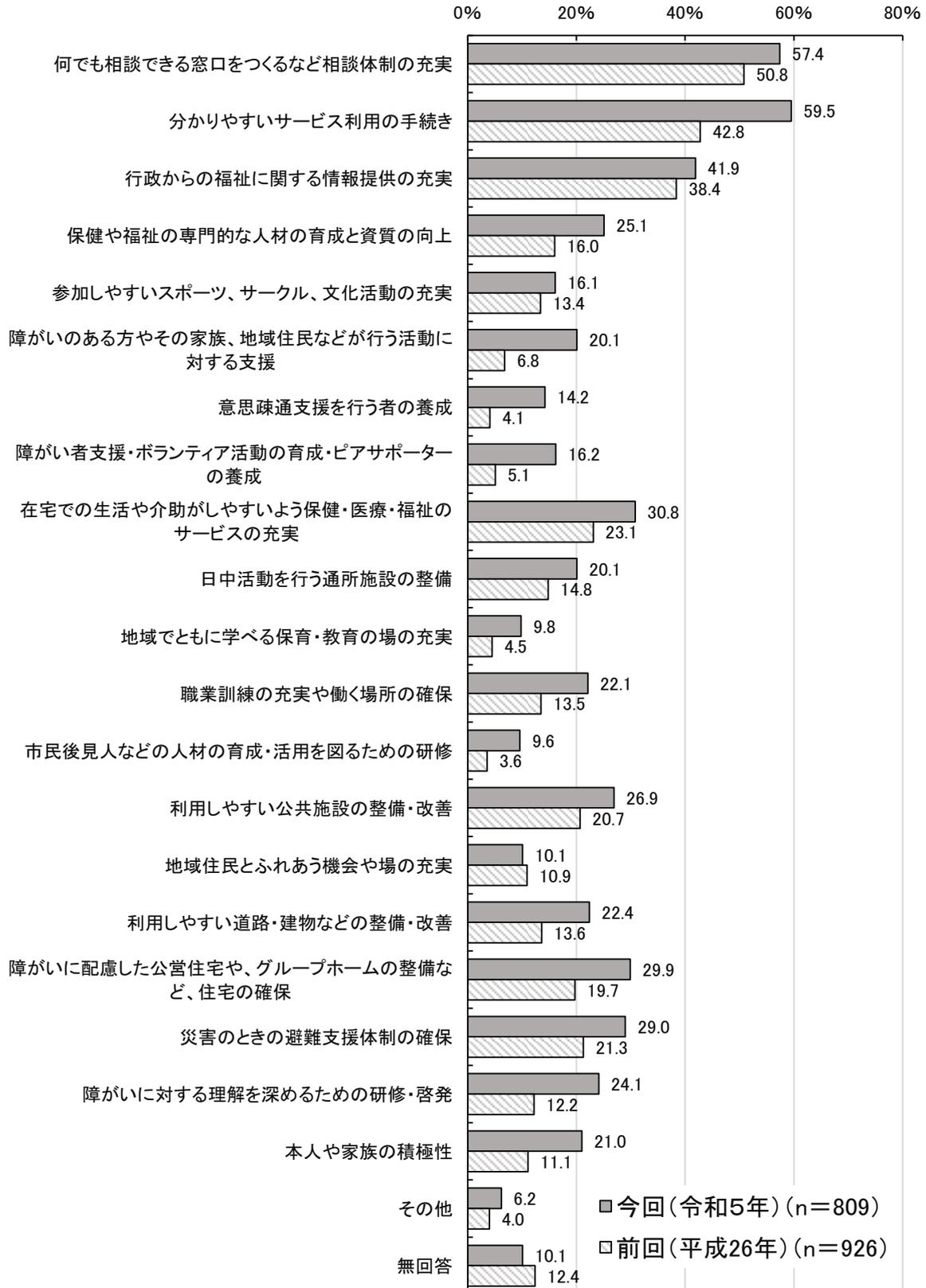
【将来にわたって地域で暮らし続けるために(障がい児 保護者)】



(12) 障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくり

この設問に対しては、ほとんど全ての項目で、今回調査の方が上回っており、多彩な支援がより求められていると考えられます。

【障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくり】



第4章 現行計画達成度調査

1 評価の方法

本評価は、「廿日市市 第4次障がい者計画」策定の基礎資料とするために、現行の「廿日市市第3次障がい者計画」の基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」、「達成度」、「残された課題」、「施策の方向」、「今後の取組」について、評価基準日を令和6年度終了時点として、担当課による自己評価を行ったものです。

●基本目標

基本目標 1	学習・啓発
基本目標 2	保健・医療
基本目標 3	生活支援
基本目標 4	療育・保育・教育
基本目標 5	雇用・就労
基本目標 6	生活環境
基本目標 7	余暇・スポーツ・文化

●評価の基準

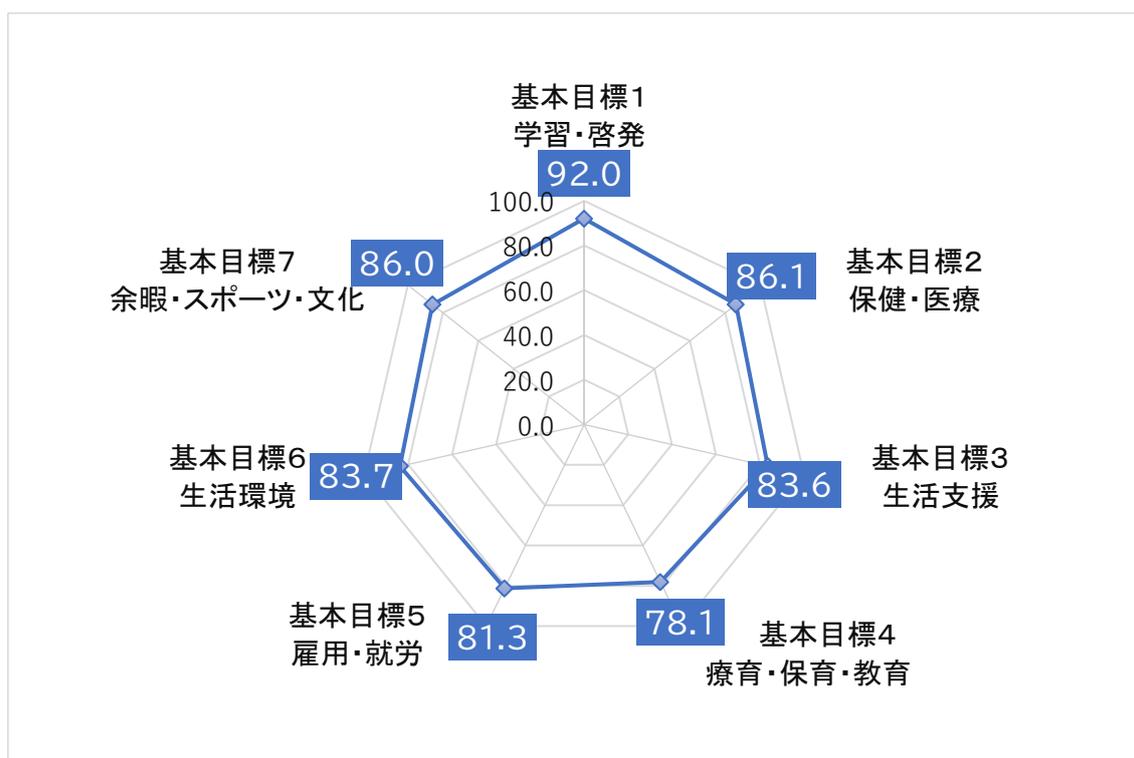
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80~100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60~80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

2 全体の評価結果

先述の評価の基準で、主な施策ごとの採点(A:100、B:80、C:60、D:40、E:20 に配点)を行い、集計した結果、計画全体の評価点は84.2点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 学習・啓発」が92.0、「基本目標2 保健・医療」が86.1、「基本目標3 生活支援」が83.6、「基本目標4 療育・保育・教育」が78.1、「基本目標5 雇用・就労」が81.3、「基本目標6 生活環境」が83.7、「基本目標7 余暇・スポーツ・文化」が86.0となっています。

●基本目標ごとの評価点



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。

施策の課題と方向性により、次期計画策定の検討事項としていきます。

※一部施策については、回答困難または実施予定が無いため、全体及び各分野の評価から除いて評価をしています。

3 分野ごとの評価結果

以下、分野ごとの評価結果について、進んでいるものを掲げます。

基本目標1 学習・啓発では、

- ・市広報紙等による広報啓発活動は、計画どおりに進んでいます。
- ・学校教育における障がいや障がいのある人に関する学習・啓発は進めています。
- ・ボランティア講座、公開講座については、社会福祉協議会との連携が図られています。
- ・成年後見制度の利用は、はつかいち福祉ねっとや社会福祉協議会と連携して利用の促進を図っています。
- ・虐待防止に関する啓発は、市民や事業所向けの研修会等を開催しています。

基本目標2 保健・医療では、

- ・障がいへの早期対応は、乳幼児健診、母子保健事業などを通じて進めています。
- ・難病患者等の負担軽減では、医療費の負担軽減を進めています。
- ・心の健康づくりの推進では、学校、職場、地域における心の健康や自殺予防に関する相談、健康教育の充実に努めています。

基本目標3 生活支援では、

- ・相談支援体制では、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援拠点として相談支援事業所等との連携を深めています。
- ・市役所の障がい福祉担当課窓口到手話相談員を継続して配置しています。
- ・24時間の相談受付、緊急時の受入れ、人的支援などの様々なコーディネート等を行う地域生活支援拠点の設置に取り組んでいます。
- ・障がいのある児童の活動の場の確保を進めています。
- ・留守家庭児童会において、障がいのあるなしにかかわらず、小学校1年生から6年生までの学齢児の放課後の学童保育を行っています。
- ・食事の調理が困難な障がいのある人のいる世帯に対する配食サービスを継続しています。
- ・通所交通費について、1日あたりの上限額を引き上げています。

基本目標4 療育・保育・教育では、

- ・特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上に努めています。
- ・次年度就学する幼児及び進級、進学する児童に対して、より適切な就学が図られるよう細やかな相談を行っています。
- ・教育委員会に特別支援教育士を配置し、特別支援教育巡回相談事業を進めています。

基本目標5 雇用・就労では、

- ・ハローワークや広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ等関係機関と密に連携を図りながら相談に応じます。
- ・市職員の障がい者雇用の推進について、障がいのある人の採用に関して合理的な配慮を行い、障害者雇用率を守っています。

基本目標6 生活環境では、

- ・障がいのある人の総合相談窓口である障がい福祉相談センターきらりあとの連携を促進しています。
- ・防災情報メール配信サービス「はつかいちし安全・安心メール」により、メール等で緊急情報の提供を実施しています。
- ・社会福祉施設等の防災対策では、消火、通報、避難等の訓練指導を継続しています。
- ・聴覚障がいのある人からのファックス、携帯電話機、パソコンを用いたメールによる119番通報の受付を継続しています。
- ・消費生活センターと連携し、悪徳商法等の被害を未然に防止するため、障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談の充実に努めています。
- ・災害時に避難所生活が困難な障がいのある人に対応するため福祉施設等の協力を得て、福祉避難所を設置しています。
- ・廿日市市移動等円滑化基本構想に基づき、計画的、段階的にバリアフリー化（エレベーター設置等）未整備駅の解消を図っています。
- ・くらし安全指導員を配置し、地域の立哨・見守り活動者、出前トークによる交通安全対策の啓発などの育成指導や活動支援を行っています。
- ・リフトカーの貸出事業では、延べ貸出件数について、R4:182件、R5:314件と大幅に増加傾向にあります。

基本目標7 余暇・スポーツ・文化では、

- ・市民センターをはじめとした様々な場で行われる生涯学習活動に障がいのある人が参加しやすい環境の整備を行っています。
- ・障がいのある人の健康増進、交流、余暇等に資するためのスポーツ教室を継続しています。
- ・障がい者スポーツ大会において、競技運営の協力を継続し、大会の充実に努めています。
- ・障がいのある人の意見を聞きながら、参加しやすいコンサート、イベント等の充実・周知に努めています。

第5章 福祉ねっと「地域課題」の整理

※「地域課題」「提案」は、解決済み・取組終了の内容を削除し、毎年、内容の更新を行っています。

※「意見等」は、令和3年度以前の内容を参考資料に移行させ、本資料には令和4～5年度の各障がい別会議及び計画推進会議等で上がった内容を記載しています。

I 学習・啓発

(1) 障がいの理解を深めるために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・広く市民に障がい福祉について知って理解してもらいたい。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会)<ul style="list-style-type: none">→警察や消防、医療機関などでの障がい理解の促進が必要。→事業所建設時に、近隣から反対や心配の声が聞かれることがある。・聴覚障がい者は健聴者とコミュニケーションがとりにくい。(身体障がい部会)<ul style="list-style-type: none">→聴覚障がい者はスーパーなどで買い物をする時などに店員とのコミュニケーションが難しい場合がある。→福祉サービス事業所・施設に手話対応ができる人がいる事業所が少ない。(身体障がい部会)・発達障がいや知的障がいのある子どもは、見た目では障がいがあることが分からないために、周囲に子どもの行動を理解してもらえない。(こども部会)・障がい福祉とつながりがない人たちとのつながりが少ない。(こども部会)・社会が不審者情報などに過敏で、気軽に声をかけ合えない風潮がある。(知的障がい部会)<ul style="list-style-type: none">→障がいのある人が不審者扱いされてしまうことがある。→障がいがあるらしき人を心配して声をかけようとしても、不審者扱いされてはいけないと躊躇してしまう。・視覚障がい者は、声をかけられないと周囲に人がいる事やその人の表情が分からない。一斉清掃、ゴミステーションの清掃等自治会の役割を果たしたくてもできないことがある。(身体障がい部会)・ガイドヘルパーと外出をすると、障がいのある当事者が質問したのにもかかわらずガイドヘルパーに回答されることがある。(身体障がい部会)・強度行動障がい(知的障がい)のある人が精神科病院に長期に入院している。(精神障がい部会)

(2) 障がいのある人の権利を守るために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・自署ができない障がいのある人は、銀行等での口座開設やクレジットカード(ETC カード)の作成がしにくい。(知的障がい部会)・サービス提供事業所に対する、障がいのある人の権利擁護等の啓発不足。(相談支援部会、権利擁護ワーキング)・かけはしの契約に至るまでに時間がかかる(精神障がい部会)・後見人不足の課題がある。(知的障がい部会)・成年後見制度を申請してから決定するまでに時間を要する。決定するまで公的な支援が受けられない。(精神障がい部会)・判断能力の不十分さ等から、障がいのある人が犯罪に関わったり、巻き込まれたりすることがある。(こども部会) →詐欺被害者(加害者)になってしまうことがある。(精神障がい部会)・「親のための“我が子のためになるお金の使い方、残し方”」を学ぶ場が少ない。(知的障がい部会)・選挙に関する情報収集や読み書き、理解(選挙の意味、投票の流れ、政策)、意思表示・疎通、判断が難しいなどの理由で投票を諦めている人が多い。(身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会)

2 保健・医療

(1) 障がいへの早期対応のために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・保護者にも障がいがある家庭や周囲の手助けが少なく、子育ての負担が大きい家庭など、支援の必要度が高い家庭への支援が不十分。(こども部会)・学齢期～青年・成人期の発達障がいのある人の中で、幼少期から適切な支援が受けられていなかったために、二次的障がいを引き起こしている人がいる。(発達支援部会)・高次脳機能障がいの発見が遅れる人がいる。(精神障がい部会)

(2) 保健・医療・リハビリテーション体制を整えるために

地域課題
<p>・医療機関での障がい者理解に関する普及啓発が不十分。 →知的障がいのある人の受診しやすい医療機関(特に歯科、耳鼻科)が少ない。受診時、医師からの説明が、早口、専門用語多用、長い文章のため、本人に伝わりにくい。(知的障がい部会) →視覚障がいのある人は救急車を呼ぶほどではないが、急な発熱や怪我をした時すぐに病院へ行けない(同行援護等の急な調整が難しい)。(身体障がい部会)R2</p> <p>→聴覚障がい者が一人で医療機関を受診する場合、医師や看護師とのコミュニケーションがスムーズにできないことで、通常の診察時間が短くなることがある。(身体障がい部会)</p> <p>→医療機関における手話ができる方の配置や、急に医療機関にかかる場合の要約筆記者の派遣をしてもらいたい(急な調整が難しい場合がある)。(身体障がい部会)</p> <p>・未受診の方を往診してくれる医療機関が少ない。(精神障がい部会) →本人に病識がなく、治療につながらない人が多い。再発後に治療を受けていないという人もいる。(精神障がい部会)</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳2級や療育手帳Bでも、重度心身障害者医療制度を利用できるようにしてもらいたい。(知的障がい部会・精神障がい部会)</p> <p>・重度心身障害者医療制度や自立支援医療の自己負担を無料にしてもらいたい。(身体障がい部会・精神障がい部会)</p> <p>・インターネットやゲームが広く普及したことで、学校・社会生活等に著しい影響が出ている人に対する支援の必要性が増している。(発達支援部会)</p>

(3) 健康な毎を送るために

3 生活支援

(1) 相談支援体制の充実を図るために

地域課題
<p>・新たなサービス利用のたびに、本人の様子を一から説明することが負担。(こども部会、発達支援部会)</p> <p>・緊急時に相談・支援が受けられるかどうか心配。(身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会)</p> <p>・報酬単価が低いため、既存の相談支援事業所については相談支援専門員を増員できず、新たな事業所の参入も進まない等の理由で、計画作成や基本相談における相談支援専門員の負担が大きくなっている。(相談支援部会)</p>

(2) 充実した地域生活を送るために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・緊急時に相談・支援が受けられるかどうか心配 (身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会)・地域生活支援システムの緊急時受入事業の利用登録が進んでいない現状がある。(身体障がい部会、知的障がい部会) →医療的ケアが必要な人や強度行動障がいの人など重い障がいのある人を短期入所等で受け入れることが難しい。(身体障がい部会、知的障がい部会)・福祉人材が不足している。(身体障がい部会、知的障がい部会、こども部会、訪問介護事業所連絡会、相談支援部会) →早朝夜間の対応ができるヘルパーが少ない。 →同行援護が可能なヘルパー(事業所)が少ない。(身体障がい部会) →医療的ケアの対応ができるヘルパー(事業所)が少ない。(身体障がい部会) →希望が集中する夕方や休日のガイドヘルパー不足。・佐伯地域、吉和、宮島地域は、利用できるヘルパー事業所が少ない。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会、こども部会、相談支援部会)・吉和地域、宮島地域には日中活動系事業所がなく、他地域の事業所の送迎エリアからも外れサービス利用や選択がしにくい。(身体障がい部会)・就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、自立訓練の事業所が市内に不足している。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会、相談支援部会)・短期入所を利用したい時に利用できないことがある。(知的障がい部会、精神障がい部会、こども部会) →緊急時や休日に空きがなく利用しにくい。 →児童のショートステイの場が少ない(特に重度の障がいがある子ども)。・重度重複障がい者が毎日通所できる生活介護事業所が不足している。(知的障がい部会)・吸引等医療行為が必要な人が家族の運転で外出する場合、吸引等の医療処置対応が途中でできない(家族一人では送迎困難)。(身体障がい部会)・医療的ケア(気管切開、呼吸器、胃ろう)が必要な障がい者が利用できる事業所が少ない。(身体障がい部会・こども部会)・日中一時支援事業所が少ない。(こども部会)・留守家庭児童会の職員の専門性、環境整備が不十分。(こども部会)・本人・家族の高齢化に伴い、今までにない支援調整が必要なケースが増えている。(計画推進会議)・「施設入所から在宅へ」と言われるが、親の高齢化等に伴い入所施設を希望する人もいる。しかし、実

際には待機者が多く、すぐに利用できない現状がある。(身体障がい部会)

・入所施設利用者は、その職員体制から、なかなか外出することができない。(知的障がい部会)

(3) 介護者が健康で安心して過ごすために

地域課題

・日中一時支援事業所が少ない。(こども部会)

・障がいのある子どものきょうだいや障がいのある親の子どもに対する支援が不十分。(こども部会・事務局)

(4) 安定した生活のために

地域課題

・タクシー券を ICOCA やガソリン券など、必要なもので使えるようにしてもらいたい。(身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会)

・タクシー券の枚数が 24 枚では足りず、病院にかかることも難しい現状の人(一人暮らしの人、所得が限られる人など)がいる。(身体障がい部会)

・タクシー券の複数枚利用の対象者を拡大してもらいたい。障がいの程度に関係なく、複数枚利用できるようにになるとよい。(知的障がい部会) R4

・コロナ禍で介護タクシー会社が減り、利用したいときに予約が取れないことがある。(身体障がい部会)

・人工透析やその他疾患で頻回に通院が必要な人は現状のタクシー助成だけでは経済的な負担軽減になりにくい。(身体障がい部会)

・施設通所交通費助成制度については、助成金額の上限を撤廃してもらいたい。(精神障がい部会)
→佐伯地域から廿日市地域や大野地域の事業所に通所しようとすると、交通費負担が大きい。

・障害福祉サービスの利用負担額や通所交通費助成制度については、本人収入のみで判断してもらいたい。(精神障がい部会)

・外出時にバスしか利用できない地域は交通費負担が大きい。(精神障がい部会)

・精神障がい者にも JR などの公共交通機関の割引を適用してほしい。(精神障がい部会)

・物価高騰により障害年金だけでは生活が厳しい人が増えている。(計画推進会議)

4 療育・保育・教育

(1) 障がいのある児童の健やかな成長のために

地域課題
・就学前(主に年長時)に教育相談を受ける保護者が増えている現在でも進路選択に関する情報を保護者が十分に知らず、適切な支援を受けることができない子どもがいる。(こども部会・発達支援部会)
・療育手帳を所持していなければ廿日市特別支援学校に入学できない。(こども部会)
・廿日市特別支援学校のスクールバスを利用することができず困っている。 →津田までしか運行されない。(こども部会) →医療的ケアの必要な生徒はスクールバスの利用ができない。(身体障がい部会)
・登校支援(保護者の就労や急な病気の場合)のサービスが無いので困っている。(こども部会) →親が急な病気の場合、学校を欠席させざるをえない。 →特別支援学校スクールバスのバス停への送迎に困る。
・就労している保護者が増え、学習会等を開催しても参加できる保護者が限られる。(こども部会)
・登校が難しいケースや進路に関する情報が必要なケース等、学校との連携が必要なケースが多いが、福祉と教育の連携が不十分。(こども部会、相談支援部会)

(2) 療育を受けるために

地域課題
・発達支援が必要な児童で、保護者が早期に就労する必要があり(ひとり親家庭、生活困窮等)、発達段階等に応じた支援を受けることが難しい児童がいる。(こども部会)
・年齢や発達状況に合った療育を受けることができる放課後等デイサービス事業所が少ない(特に中学生以上)。(こども部会)
・佐伯地域、吉和地域、宮島地域に未就学児が通うことのできる療育の場がなく、発達段階等に応じた支援を受けることができていない児童がいる(対象者の少なさ等から採算が取れないため民間事業者の参入が難しいということや専門性のある職員の確保が課題)。(発達支援部会)
・療育(児童発達支援、放課後等デイサービス)の目的が理解されていない。(こども部会) →保護者への放課後等デイサービスに対する情報の入り方(「預かってもらえるよ」「送迎があるよ」etc…)に課題がある。
・医療的ケア児が通う場(療育、預かり)が不足している。(こども部会)

5 雇用・就労

(1) 仕事の能力をつけるために

地域課題
・就業・生活支援センターの存在を知らず、支援が受けられないままに退職してしまう人がいる。(知的障がい部会)
・就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、自立訓練の事業所が市内に不足している。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会、相談支援部会)

(2) 仕事をしたい気持ちを実現するために

地域課題
・障がいのある人の就職が難しい。(身体障がい部会)
・通勤に利用できるサービスがないので困っている。(身体障がい部会)
・利用者の高齢化や障がいの重度化により、事業所の生産能力を向上させることが難しくなっている。(福祉就労ワーキング)

(3) 安心して働ける環境づくりのために

地域課題
・就業・生活支援センターの存在を知らず、支援が受けられないままに退職してしまう人がいる。(知的障がい部会)
・以前よりも障がいのある人の雇用が進んできてはいるが不十分。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会)

6 生活環境

(1) 障がいのある人が情報を得られるために

課題
・制度や事業所等の情報が入りにくい(インターネットが使えない人も多い)。(身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会) →障がいのある当事者に、もっと制度をわかりやすく伝える必要がある。 →特別支援学校では定期的に福祉制度の学習をする機会があるが、地域の学校の特別支援学級在席の家族には、福祉制度等の情報が入りにくい。(知的障がい部会) →わが子が大人になった時に、どういった職場があるのかなどが心配。(こども部会) →障害者手帳を所持していない子どもの保護者には情報が入りにくい。(こども部会) →身体障がい者の自立訓練(生活訓練)施設が市内になく、情報も入りにくい。地域によっては、視覚障がい者が生活訓練を受けたくても利用につながりにくい現状がある。(身体障がい部会)
・相談機関などの周知が不十分で、知らない人もいる。窓口などでの周知をしてもらいたい。(精神障がい部会)

- ・利用しやすい外出先や医療機関、理美容院の情報が少ない。(こども部会・知的障がい部会)
- ・視覚障がい者は、紙資料での情報提供や一度の説明では理解できないことが多い。情報提供方法の配慮や継続的なケアをお願いしたい。(身体障がい部会)
- ・IT機器を活用したいが、訓練やサポート体制が整っていない。(身体障がい部会)
 - 視覚障がい者が使用するIT機器の操作をしてくれる人材や団体がいない。スマホの機種変更をした場合、他市の団体をお願いすると2カ月待たなければ使用できない現状がある。(身体障がい部会)

(2) 身近な支え合いを広げるために

地域課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家族・当事者団体への新規加入者が少ない。 <ul style="list-style-type: none"> →情報収集の方法がインターネット等になっており、家族・当事者団体に所属しようとする若い世代が少ない。(身体障がい部会・知的障がい部会・精神障がい部会・こども部会) →つながりを求めないという人も増えている。(こども部会) →家族団体の情報が若い家族に届いていない。(団体の高齢化の課題にもつながっている。)(知的障がい部会) →家族会会員の高齢化により、定例会を開催しても人数が集まりにくい。また、行政にも積極的に協力してもらいたい。(精神障がい部会) ・障がい福祉分野は、地域で活動している団体等との協働が進んでいない。(知的障がい部会、こども部会)

(3) 災害・緊急時の安心のために

地域課題
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の障がいのある人への支援体制が不明確なため、不安がある。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会、こども部会) <ul style="list-style-type: none"> →医療的ケアが必要な人や強度行動障がいの人など重い障がいのある人は、福祉避難所でも受け入れが難しい。(身体障がい部会、知的障がい部会) →自閉スペクトラム症や強度行動障がい等のある人は、一般の避難所で過ごすことが難しい人が多い。(知的障がい部会)

(4) 安心して外出するために

地域課題
<ul style="list-style-type: none"> ・車いすで外出する際、リフトカーの手配はできても運転者を探すことが難しい。(身体障がい部会) ・音の出る信号機を増やしてほしい。(身体障がい部会) ・トイレ様式や段差、点字ブロックや電光掲示板の有無等、環境が整っていないことで外出時に困ることがある。(身体障がい部会)

(5) 地域生活を可能にするために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・グループホームが少ない。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会) →重度の知的障がいのある人や重複障がいのある人が利用できるグループホームが不足している。 →バリアフリーのグループホームが少ない。・市内に医療的ケアが必要な人のグループホームがない。(身体障がい部会) →日中サービス支援型のグループホームは障がい者の重度化、高齢化に対応するために創設されたにもかかわらず医療的ケアが必要な重い障がいのある人を受け入れることが難しい(現在、廿日市市に4カ所あるが受入れ実績は0)。(身体障がい部会)・生活上必要な日常生活用具でも、障がいの種類・部位、耐用年数等によっては給付対象にならない場合がある。(身体障がい部会)・聴覚障がい者用の火災報知機は高額で、設置するのに費用負担が大きい(公費補助対象となるのは1つのみ)。(身体障がい部会)・児童の補装具は、オーダーメイドで高額。成長に合わせて作り直すため負担が大きい。(身体障がい部会)・排せつのコントロールができず日常的にオムツを使用している場合でも、知的障がいや発達障がいの人にはオムツが支給されないため費用負担が大きい。(知的障がい部会・こども部会)・障がいに対する理解不足、保証人、身元引受人がいない等の理由で賃貸住宅が借りにくい。(精神障がい部会) →本人の所得によっては、保証人協会の審査が通らないことがある。・自立訓練の事業所が不足している。(身体障がい部会、知的障がい部会、精神障がい部会)

7 余暇・スポーツ・文化

(1) 仲間づくり・社会参加を促進するために

(2) スポーツ・文化を楽しむために

地域課題
<ul style="list-style-type: none">・成人の余暇活動の場が少ない。(知的障がい部会)

第6章 基本理念と基本目標

1 基本理念と基本目標

廿日市市においては、「全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、「ひとりひとりが 笑顔で暮らせるまち はつかいち」を基本目標として障害者施策として推進してきました。

第4次障がい者計画においては、害障害のあるなしにかかわらず、市民一人ひとりの人格と個性を尊重する「共生社会」の実現に向け、本計画において、廿日市市障害者施策の基本理念を継承しながら、広島県の第5次広島県障害者プランにも沿いつつ、基本目標を検討していきます。

《廿日市市障害者施策の基本理念》

全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(第3次廿日市市障がい者計画)

《廿日市市障害者施策の基本目標》

ひとりひとりが 笑顔で暮らせるまち はつかいち

(第3次廿日市市障がい者計画)

2 施策目標の検討

第5次広島県障害者プラン		第4次廿日市市障がい者計画目標体系検討案	
分野(大項目)	中項目(施策)	分野(大項目)	中項目(施策)
I 障害への理解促進	1 障害に対する理解の促進	目標1 理解の促進と権利擁護【人権】	障がいの理解を深める
	2 権利擁護の推進		障がいのある人の権利を守る 差別の解消
II 自立と社会参加の促進	1 教育	目標2 生きがいを持った暮らし【教育・就労・情報・スポーツ・文化】	保育・教育・療育の充実
	2 雇用・就労の促進		就労支援、働く環境づくり
	3 情報の保障の強化		情報の保障の強化
	4 スポーツ、文化芸術活動の推進		仲間づくり・社会参加 スポーツ・文化を楽しむ
III 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実	目標3 生き生きと暮らせる環境【保健・医療・療育】	障がいへの早期対応
	2 療育体制の充実		保健・医療・リハビリテーション 健康な毎日を送る
IV 地域生活の支援体制の構築	1 福祉サービス等の提供	目標4 地域生活の支援【サービス・相談】	相談支援体制の充実
	2 サービスの質の向上等		質の高いサービス 充実した地域生活
	3 相談支援体制の構築		介護者の健康と安心
	4 地域生活への移行支援		安定した生活 各種制度の周知・活用
V 暮らしやすい社会づくり	1 福祉のまちづくりの総合的な推進	目標5 安心して暮らせる社会【バリアフリー・安全・協働】	身近な支え合い 地域生活の可能性
	2 災害、感染症対策の強化		災害・緊急時の安心
	3 防犯・交通安全等の推進		安心して外出する 防犯・交通安全
	4 NPO、ボランティアとの協働		地域組織・団体の地域福祉活動への支援
	5 福祉用具等の研究・開発の推進と普及		日常生活用具の調査研究

第〇章 目標別施策の展開

Ⅰ 理解の促進と権利擁護【人権】

(1) 障がいの理解を深める

【現状と課題】

《障がいのある人等の声》

【目指す方向性】

【今後の取組】

第7章 計画の評価・推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境など多くの分野にまたがっており、市の関係課はもとより、医療機関、福祉事業所、特別支援学校、民間企業、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会などとの連携・協働体制の構築が重要です。その中核的な役割を果たす、はつかいち福祉ねっこの機能を充実させることで、総合的・横断的に計画を推進していきます。

さらに、国や広島県の関係行政機関、地域等との連携を深め、総合的・横断的に計画を推進していきます。

また、計画推進には、地域の人々・組織・団体の理解や協力が不可欠です。下図は、それぞれの立場から計画推進に向けてのところがけとして、その一例を挙げたものです。障がいのある人の特性や状態に応じて、できるものから取り組み、「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現をめざしましょう。

2 評価体制について

本計画は、はつかいち福祉ねっこのにおいて、毎年、見込量に対する実績、また、その背景にある現状や課題等を検証し、PDCAサイクルに基づいた進捗管理、評価、見直しを行っていきます。

障がいのある人の状況やニーズは流動的で変化しやすく、それらに適切に対応していくことも重要であることから、市の窓口はもとより、障がい福祉相談センターきらりあや福祉事業所等に日常的に寄せられる意見や要望も貴重な評価としてとらえる必要があります。

ひとりひとりが、障がいのある人の状況や取り巻く環境に関心を持ち、広く情報をキャッチしようとする意識を持つことが、より細やかで実効性の高い評価体制の確立を促し、本計画の基本目標「ひとりひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち」の実現につながるものと考えます。

